

# 保育料無償化における保育料等について

【第1号認定者用】

- 令和元年10月から**保育料及び入園料が無償化の対象**となります。  
保育料等の支払方法は次のとおりです。

## 保育料

- 法定代理受領方式（保護者に代わって幼稚園が受領する方式）となります。  
月額保育料が25,700円以下の場合、幼稚園への支払は不要となります。  
25,700円を超える場合は、差額分を幼稚園に支払う必要があります。

## 入園料

- 入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象**です。  
※月額利用料が、入園料と合わせて上限25,700円を上回る場合は、上限額までが無償化の対象です。  
※幼稚園により支払い方法（償還払い又は法定代理受領方式）が異なります。

<給付額の算出方法>

手順①	上限額	25,700円	-	保育料		円 / 月 =	㉑	円
手順②	入園料		円 ÷	在籍月数		か月 =	㉒	円
								※小数点以下切捨て
給付額	㉑と㉒のいずれか小さい金額	㉓	円 ×	在籍月数		か月 =	㉔	<b>給付額</b> 円

## 補足給付事業

- 年収360万円未満世帯の児童又は小学校3年生までのきょうだい2人以上いる児童分の副食費（給食のおかず代）を補助する事業です。  
対象者には、幼稚園を通じて直接申請書をお渡しします。（7月ごろ予定）

## 【参考】預かり保育料

- 保育の必要性の認定を受けると、預かり保育料も無償化の対象となります。  
（ただし、満3歳児クラスの児童で、非課税世帯の方以外は対象外です。）

申請方法は次のウェブサイトからご確認ください。

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2019070300031/>



問い合わせ：柏原市役所こども施設課 072-972-1581（課直通）